

私立幼稚園 ※ をご利用の保護者の皆様へ

無償化制度開始に伴う給食費の一部補助事業について

給食費の一部補助事業（副食費補足給付事業）について

各幼稚園で給食費として実費徴収している費用のうち「副食費（主食以外のおかず等に該当する費用）」を補助する事業です。

対象となる世帯の子ども

- (1) 生活保護受給世帯の子ども。
- (2) 市民税所得割額が77, 101円未満（おおむね年収360万円未満相当）の世帯の子ども。

※市民税所得割額は所得（収入）と控除額によって決定するため、360万円は、目安の収入となります。

- (3) 所得に関わらず、第3子以降の子ども。

※ただし、同一世帯に属する小学校3年生以下のきょうだいの中での多子算定となります。

例) 同一世帯に小学校3年生、年長児、年中児の場合

年長児は第2子に該当するため、補助対象外。年中児は第3子に該当するため、補助対象となります。

同一世帯に小学校4年生、年長児、年中児の場合

年長児は第1子、年中児は第2子に該当するため、補助対象外となります。

補助上限額

「1食当たりの副食費」×「給食日数」

月額上限4, 500円（副食費のみ）で実際に保護者が負担した金額となります。

申請方法・時期

実績が確定する3月末以降の申請を予定しています。申請方法については、申請時期がきましたらお通りの私立幼稚園を通じてご案内いたします。

※令和2年度以降の申請時期につきましては、未定となっております。

支払方法・時期

市からご指定いただいた口座に令和2年5月に直接支給する予定です。

※令和元年度については、10月から3月分を1回で支払います。令和2年度以降につきましては、未定となっております。

※（本事業は、新制度に移行していない私立幼稚園が対象となります。）